

国立研究開発法人産業技術総合研究所成果活用等支援法人出資業務規程

制定 令和4年10月12日 令04規程第23号

最終改正 令和5年4月1日 令04規程第53号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所業務方法書（13業務方法書第1号）第20条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が行う成果活用等支援法人に対する出資に係る業務の実施に関し必要な事項を定めることにより、業務の適正を確保するとともに、研究所の研究開発の成果の実用化及びこれによる社会実装の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 成果活用等支援法人 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「活性化法」という。）第34条の6第1項第3号に規定する者
- 二 成果活用促進事業 出資先が行う活性化法第34条の6第1項第3号イからハマまでに掲げる活動その他の活動であって、研究所の成果の活用を促進する事業
- 三 金銭以外の財産 研究所の財産のうち、有形固定資産等管理要領（20要領第3号）第2条第4号に定める有形固定資産等及び知的財産権（国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程（13規程第26号。以下「職務発明規程」という。）第2条第1項各号に規定する産業財産権（出願前のものを除く。）並びに商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、商標登録出願により生じた権利及び外国における前記各権利に相当する権利をいう。）
- 四 株式等 株式及び新株予約権並びに持分
- 五 出資 成果活用等支援法人に金銭又は金銭以外の財産を払い込み、又は給付することにより株式等を取得すること。
- 六 出資先 研究所が出資した又は出資を決定した成果活用等支援法人
(委員会の設置)

第3条 研究所に成果活用等支援法人出資委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、理事長の諮問に応じ、出資する成果活用等支援法人の選定その他必要な事項を審議し、理事長に答申する。
- 3 委員会は、出資する成果活用等支援法人の選定の審議にあたり、次に掲げる事項について審議を行う。
 - 一 事業計画及び成果活用支援の内容に関する事項
 - 二 経営体制及び技術的能力に関する事項
 - 三 財務内容に関する事項
 - 四 その他必要な事項

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員（以下「委員等」という。）若干名をもって組織する。

- 2 委員等は、出資、事業経営、技術内容、法律、会計、成果活用促進に高い識見を有する外部有識者又は役職員等のうちから理事長が委嘱又は指名する。ただし、役職員等のうちから指名する委員は1名以内とする。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員等の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 理事長は、特別な事由があると認めるときは、委員等を解任することができる。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、第4条第4項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第3項において同じ。）が招集する。

- 2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 4 委員等は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。
- 5 前項の規定により議事に参与することができない委員等の数は、第2項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。
- 6 本条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。
- 7 委員会は、率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として非公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会の傍聴を認めることができる。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 9 委員等又は委員会の事務に従事する者は、正当な理由なく、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 10 委員会の事務は、企画本部A I S T S o l u t i o n s室が行う。

(出資の決定)

第6条 出資及び出資内容は、第3条に基づく委員会の審議の結果を踏まえ、理事長が決定する。

- 2 研究所は、活性化法第34条の6第2項の規定により経済産業大臣が認可した成果活用等支援法人に対して、出資することができる。
- 3 前項までの規定は、出資先に対して追加の出資をする場合に準用する。

(出資契約)

第7条 研究所は、前条の出資を行うときは、出資先との間で、出資契約を締結するものとする。ただし、研究所自らが成果活用等支援法人の発起人となる場合は、成果活用等支援法人が設立した後に、出資契約を締結することができる。

- 2 前項に基づき締結する出資契約には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 研究所が取得する株式等の種類、数及びその割合
 - 二 研究所が出資する額及びその内容
 - 三 知的財産権を出資する場合にあっては、その取扱いに関する事項

四 反社会的勢力の排除に関する事項

五 経営者及びそれに準ずる者の責任に関する事項

六 研究所が出資を継続することが困難な状況に至った場合における、研究所の保有する株式等の譲渡先探索への協力に関する事項

七 研究所が行う調査への協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、研究所が必要と認める事項

(株主間契約)

第8条 出資先に研究所以外の出資者又は出資予定者（以下「出資者等」という。）がいるときは、研究所は、必要に応じて、研究所以外の出資者又は出資予定者と株主間契約又はこれと同種若しくは類似する契約を締結することができる。

2 前項の契約を締結するときは、当該契約に定める事項を当該出資者等と協議のうえ決定する。

(三号出資管理者)

第9条 研究所に、出資に係る業務を管理する者（以下「三号出資管理者」という。）を置く。

2 三号出資管理者は、役職員等のうちから理事長が指名する。

3 三号出資管理者は、出資する成果活用等支援法人の選定に係る調査、委員会に付議する案件の選定、出資後の状況把握並びに人的及び技術的援助等の実施に係る業務を管理する。

(出資後の状況把握と対応)

第10条 研究所は、出資先の経営状況及び成果活用促進事業の実施状況を定期的に把握し、必要があると認めるときは、出資先に対し、指導、改善命令、人的及び技術的援助その他必要な措置を講じる。

2 研究所は、出資先の状況把握のため、出資先から財務情報及び研究所が必要と認める情報の定期的又は臨時的報告を求めることができる。

3 研究所は、成果活用促進事業の実施状況について定期的に評価を行い、委員会へ報告等を行う。

4 研究所は、出資先が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該出資先に対して、出資継続可否の判断、議決権の行使、株式等の譲渡又は売却（以下「処分」という。）その他研究所が必要と判断する措置を講じることができる。

一 経営又は事業計画の実施に重大な障害が生じたと判断される場合

二 役員及び従業員に背信的行為の疑いがあると認められる場合

三 第三者から研究所の株式の譲渡の申し出があった場合

四 その他研究所が必要と判断した場合

(議決権の行使)

第11条 研究所は、出資先に対して議決権を行使するときは、個別の事案に応じ、行使の内容及び方法について必要な審査を行う。

2 研究所は、前項の議決権の行使については、委員会を活用することができる。

(株式等の処分)

第12条 研究所は、出資により取得した株式等を処分することが適当であると認めるときは、当該株式等を処分することができる。

2 研究所は、前項の規定により株式等を処分しようとするときは、委員会を活用することができる。

(発明者に対する補償金)

第13条 研究所が、知的財産権（商標に関するものを除く。以下本条において同じ。）を出資することにより株式等を取得したときは、その価額による職務発明規程第27条に規定する収入があったものとみなす。

（利益相反マネジメント）

第14条 研究所は、出資に関し生じ得る利益相反について、別に定めるところにより適切に管理するものとする。

附 則

この規程は、令和4年10月12日から施行する。

附 則（令04規程第53号・一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。